省令

○農林水産省令第四十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表一（第三条関係）	別表一（第三条関係）
第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物
(一)　節足動物	(一)　節足動物
（略）	（略）
Polygraphus rufipennis *Prays citri* *Prays endocarpa* （略） （削る） （略）	*Polygraphus rufipennis* （新設） （新設） （略） *Tuta absoluta* （略）
(二)・(三)　（略）	(二)・(三)　（略）
（略）	（略）
二　（略）	二　（略）
第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物
(一)　（略）	(一)　（略）
（略）	（略）
(二)　細菌	(二)　細菌
（略） *Clavibacter nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌） （略）	（略） *Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌） （略）
(三)　（略）	(三)　（略）
（略）	（略）
(四)　その他植物病の病原体	(四)　その他植物病の病原体
次の植物病の病原体	次の植物病の病原体
（略） Cherry black canker （略）	（略） Cherry black cancker （略）
二　（略）	二　（略）